

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
新潟県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
実施取扱細則

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき実施する新潟県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「資金」という。）の貸付事業を実施するにあたって、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 事業目的

この貸付事業は、新潟県内の児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、資金を貸付け、もつてこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

第4 定義

この実施取扱細則における文言の定義は、次表のとおりとする。

文言	定義
児童養護施設等	児童養護施設、児童自立支援施設又は児童自立生活援助事業所をいう。
里親等	里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）をいう。
保護者等からの経済的な支援が見込まれない	死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。
大学等	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校等をいう。
進学者	大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 31 条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者をいう。
就職者	就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者をいう。

資格取得希望者	<p>児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者をいう。</p> <p>また、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後5年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする。</p>
---------	---

第5 貸付の種類及び貸付額等

- 1 資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。
- 2 資金の貸付対象者、借入申込申請時期、貸付期間、対象経費、貸付額及び交付方法は、次表のとおりとする。

ただし、貸付対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員とその者が属する世帯員を除くものとする。

(1) 生活支援費（医療費含む）

事 項	規 定
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者で、保護者等からの経済的な支援が見込まれない進学者とする。
借入申込 申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込みは、大学等への入学が許可されたときから行うことができるものとする。
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等に在学する期間とする。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の修学にあたって必要な生活費等とする。（定期的に医療機関を受診する進学者の医療費含む）
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・月額50,000円以内とする。貸付額は1千円単位とする。 <p style="text-indent: 2em;">※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。</p>
交付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の貸付額を半期ごとに分割で交付する。

(2) 家賃支援費

事 項	規 定
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者で、保護者等からの経済的な支援が見込まれない進学者及び就職者とする。
借入申込 申請時期	<p>① 進学者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込みは、大学等への入学が許可されたときから行うことができるものとする。 <p>② 就職者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込みは、就職先が内定されたときから行うことができるものとする。
貸付期間	<p>① 進学者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等に在学する期間とする。 <p>② 就職者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間とする。

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とする。 ・就業先から住宅手当が支給される場合は家賃相当額から手当額を控除する。
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・1月あたりの家賃相当額とする。 ・ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度とする。
交付方法	・当該年度の貸付額を半期ごとに分割で交付する。

(3) 資格取得支援費

事 項	規 定
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者、又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者で、資格取得希望者とする。 ・貸付は1回のみとする。
借入申込 申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込みは、資格取得のための対策講座等を受講するとき又は資格試験を受験するときから行うことができるものとする。
貸付期間	・資格取得に要する期間とする。
対象経費	・資格取得のための対策講座等受講料や資格試験受験料等とする。
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。貸付額は1千円単位とする。 ・ただし、児童入所措置費等負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなすものとする。
交付方法	・貸付額の全額を一括で交付する。

第6 貸付方法及び利子

1 貸付方法

県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者が、その後に生じた事由により貸付の申請を行うものとする。ただし、第5の(1)から(3)までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

3 利子

無利子とする。

第7 連帯保証人

資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、原則として連帯保証人1人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付け

を受けることができるものとする。

(1) 連帯保証人の要件

連帯保証人は、成年の者で別生計を営む者とする。

(2) 連帯保証人の保証債務

連帯保証人は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第14の規定による延滞利子を包含するものとする。

第8 借入手続

- 1 借入申込者は、貸付けを受けようとする資金種別ごとに、次表の申請書類を県社協会長に提出するものとする。
- 2 借入申込みに当たっては、書面により親権者等法定代理人の同意を得ることとする。

ただし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長又は児童相談所長の意見書により、法定代理人の同意を不要とする。

資金種別	借受人の提出書類／申請書及び添付書類
生活支援費	<p>①第1号様式「借入申込申請書」</p> <p>②第2号様式「児童養護施設等施設長意見書」（児童養護施設等の対象者）</p> <p>③第3号様式「児童相談所長意見書」（里親等の対象者）</p> <p>④大学等の入学・在学を証明する書類（進学者） (合格決定通知や在学証明書等の写し)</p> <p>⑤連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類 (源泉徴収票や所得・課税証明書等の写し)</p> <p>⑥医療費実費相当額の貸付を追加する場合は、医療機関受診の申告書(別紙)、受診医療機関の診療報酬点数表、調剤薬局の調剤報酬点数表等の金額のわかるもの（進学者）</p>
家賃支援費	<p>①第1号様式「借入申込申請書」</p> <p>②第2号様式「児童養護施設等施設長意見書」（児童養護施設等の対象者）</p> <p>③第3号様式「児童相談所長意見書」（里親等の対象者）</p> <p>④1月あたりの家賃相当額を証明する書類 (アパート等の賃貸契約書等の写し)</p> <p>⑤大学等の入学・在学を証明する書類（進学者） (合格決定通知や在学証明書等の写し)</p> <p>⑥就労していることを証明する書類（就職者） (採用通知や在職証明の写し)</p> <p>⑦連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類 (源泉徴収票や所得・課税証明書等の写し)</p>
資格取得	①第1号様式「借入申込申請書」

支援費	②第2号様式「児童養護施設等施設長意見書」（児童養護施設等の対象者） ③第3号様式「児童相談所長意見書」（里親等の対象者） ④資格取得に要する費用の実費を証明する書類 （対策講座等受講料を確認できる書類、資格試験受験料を確認できる書類、領収書等） ⑤連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類 （源泉徴収票や所得・課税証明書等の写し）
-----	---

第9 貸付の審査及び決定

1 貸付の審査

県社協会長は、資金の借入れの申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 決定通知

県社協会長は審査のうえ、その結果を次表により借入申込者に通知し、児童養護施設等施設長又は児童相談所長に報告するものとする。

県社協会長の通知	借入申込者宛	施設長・児童相談所長宛
貸付決定通知書	第4-①号様式	事務連絡
貸付不承認通知書	第5-①号様式	事務連絡

第10 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、資金の貸付決定を受けた者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次表の書類を県社協会長に提出するものとする。

なお、期間内に書類の提出がない場合は、資金の貸付を辞退したものとみなす。

借受人の提出書類／申請書及び添付書類
①第6号様式「借用証書」（借受人が規定額の収入印紙を貼付すること。）
②貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し （銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が確認できるもの）
③連帯保証人の住民票の写し（発行から3か月以内でマイナンバー記載なしのもの）
④連帯保証人の印鑑登録証明書

第11 借受人及び連帯保証人の責務

- 1 借受人は、借入の目的に即して資金を使用するとともに、社会的養護自立支援拠点事業を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受人及び連帯保証人は、県社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を返還しなければならない。
- 3 借受人及び連帯保証人は、県社協から貸付の要件や契約で定められた内容等に関する問い合わせを受けたときや定期的な報告を求められたときは、回答又は報告を

行わなければならない。

- 4 その他、借受人及び連帯保証人は、県社協会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。

第12 貸付契約の解除

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部または一部につき一括返還を請求し、貸付契約を解除するものとする。
この場合において、県社協会長は貸付契約を解除した日の属する月の翌月分から貸付けを行わないものとする。
- (1) 進学者が大学等を退学したとき。
 - (2) 進学者が大学等の修学を継続又は卒業できる見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 就職者が就職先を離職したとき。
 - (4) 借受人の就職先が暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力をいう。）に該当すると判明したとき。
 - (5) 貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) 虚偽その他不正な方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (8) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 県社協会長は、進学者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌日から復学した日の属する月までの分の資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、その資金は、当該進学者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。

第13 返還

1 返還開始の事由

借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から返還しなければならない。

ただし、第15、第16及び第17の規定に該当する場合を除くものとする。

- (1) 資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。
- (3) 資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。
- (4) 業務外の事由により、死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

2 返還期間及び返還方法

返還期間は、生活支援費及び家賃支援費が15年以内、資格取得支援費が2年以内

とする。

返還方法は月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。

3 返還開始にあたっての提出書類

1 の規定により資金を返還しなければならない者は、返還開始の事由が生じた日から 14 日以内に次表の申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

県社協会長は、審査のうえ、その結果を借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に次表により通知するものとする。

借受人の提出書類／申請書及び添付書類			
①第 7 号様式「返還計画申請書」			
②返還開始の事由を証明する書類（第 18 に規定する届出及び添付書類）			
県社協会長の通知	借入申込者宛	連帯保証人宛	施設長・児童相談所長宛
返還通知書	第 8-①号様式	第 8-②号様式	第 8-③号様式

4 返還債務の返還状況通知及び滞納督促

(1) 県社協会長は適正な債権管理を行うため、借受人及び連帯保証人に対し、「貸付金返還残額のお知らせ」により債務の返還状況を、「貸付金返還滞納に対する督促」により滞納債権を定期的に通知又は督促するものとする。

(2) 県社協会長は、(1) により通知又は督促した内容について児童養護施設等施設長又は児童相談所長に通知するものとする。

第 14 延滞利子

1 県社協会長は、借受人が正当な理由がなくて資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

2 県社協会長は、当該延滞利子が 1,000 円未満のときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 15 返還債務の履行猶予

1 返還債務の履行猶予の要件

県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等（大学院を含む。）に在学しているとき。
- (2) 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき。
- (3) 資格取得希望者が、大学等（大学院を含む。）に在学しているとき。

- (4) 就業しているとき。
 (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

2 返還債務の履行猶予にあたっての提出書類

1 の規定による返還債務の履行猶予を受けようとする者は、速やかに次表の申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

県社協会長は、審査のうえ、その結果を借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に次表により通知するものとする。

借受人の提出書類／申請書及び添付書類			
①第9号様式「返還猶予申請書」			
②返還猶予の事由を証明する書類（第18に規定する届出及び添付書類）			
県社協会長の通知	借入申込者宛	連帯保証人宛	施設長・児童相談所長宛
返還猶予申請結果通知書	第10-①号様式	第10-②号様式	第10-③号様式

第16 返還債務の当然免除

1 返還債務の当然免除の要件

県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資金の返還債務を免除するものとする。

また、次の各号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったときも、資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 進学者

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。

(2) 就職者

就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。

(3) 資格取得希望者

- ① 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
- ② 大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき。

2 返還債務の当然免除にあたっての提出書類

1 の規定による返還債務の当然免除を受けようとする者は、速やかに次表の申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

県社協会長は、審査のうえ、その結果を借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に次表により通知するものとする。

借受人の提出書類／申請書及び添付書類			
①第11号様式「返還免除申請書」			
②返還免除の事由を証明する書類（第18に規定する届出及び添付書類）			
県社協会長の通知	借入申込者宛	連帯保証人宛	施設長・児童相談所長宛

返還免除申請結果通知書	第 12-①号様式	第 12-②号様式	第 12-③号様式
-------------	-----------	-----------	-----------

第 17 返還債務の裁量免除

1 返還債務の裁量免除の要件

県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた資金の貸付金（延滞利子を含む。）の返還未済額である返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、借受人の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付資金を返還することができなくなったとき。
返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。
返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 進学者又は就職者が、資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。
ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。
返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部
- (4) 資格取得希望者が、1 年以上就業を継続したとき。
返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部

2 裁量免除の額

(1) 進学者又は就職者

裁量免除の額は、就業継続した期間を、資金の貸付けを受けた期間（この期間が 4 年に満たないときは 4 年とする。）の 4 分の 5 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乘じて得た額とする。

(2) 資格取得希望者

裁量免除の額は、返還の債務の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

3 返還債務の裁量免除にあたっての提出書類

1 の規定による返還債務の裁量免除を受けようとする者は、速やかに次表の申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

県社協会長は、審査のうえ新潟県の承認を得て、その結果を借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に次表により通知するものとする。

借受人の提出書類／申請書及び添付書類
①第 11 号様式「返還免除申請書」
②返還免除の事由を証明する書類（第 18 に規定する届出及び添付書類）

県社協会長の通知	借入申込者宛	連帯保証人宛	施設長・児童相談所長宛
----------	--------	--------	-------------

返還免除申請結果通知書	第12-①号様式	第12-②号様式	第12-③号様式
-------------	----------	----------	----------

第18 届出義務

借受人又は連帯保証人は、資金の返還が終わるまで、又は返還債務の免除を受けるまでの期間、次表に掲げる現況や事由が発生したときは、指定様式にその事由を証明する書類を添付し指定する期日までに、県社協会長に届け出なければならない。

1 住所等を変更したとき

届出事由	届出様式/添付書類	届出期日
①貸付辞退	・第13号様式「貸付辞退届」	直ちに提出
②氏名、住所、連絡先の変更	・第14号様式「住所・氏名等変更届」 ・住民票の写し、又は戸籍抄本等	直ちに提出
③死亡、行方不明	・第15号様式「死亡・行方不明届」 ・死亡届の写し、または住民票除票等	直ちに提出
④連帯保証人の変更	・第16号様式「連帯保証人変更申請書」 ・連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票や所得・課税証明書等の写し） ・連帯保証人の住民票の写し（発行から3か月以内でマイナンバー記載なし） ・連帯保証人の印鑑登録証明書	直ちに提出

2 大学等に在学等しているとき

届出事由	届出様式/添付書類	届出期日
①大学等(大学院含む。)に在学中の証明	・第17号様式「在学証明届」	4・9月末日
②休学、停学、復学、留年、退学したとき	・第18号様式「休学・停学・復学・留年・退学届」	直ちに提出
③大学等を卒業した証明	・第19号様式「卒業届」	直ちに提出

3 資格を取得したとき

届出事由	届出様式/添付書類	届出期日
①資格の取得、登録の証明	・第20号様式「資格取得・登録届」 ・資格登録証の写し	直ちに提出

4 就職や就業等しているとき

届出事由	届出様式/添付書類	届出期日
①就職、再就職の証明	・第21号様式「就職届」	直ちに提出
②勤務先の変更の証明	・第22号様式「就労先変更届」	直ちに提出
③就業中の証明	・第23号様式「就業証明届」	4・9月末日

④離職の証明	・第24号様式「離職届」	直ちに提出
⑤求職活動中の証明	・第25号様式「求職活動状況報告届」	毎月末日

5 返還債務の返還を開始するとき

届出事由	申請様式/添付書類	届出期日
①貸付契約を解除したい	・第7号様式「返還計画申請書」	直ちに提出
②進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業後1年以内に就職しなかった	・第7号様式「返還計画申請書」	直ちに提出
③資格取得希望者が資格を取得する見込みがなくなった	・第7号様式「返還計画申請書」	直ちに提出
④業務外の事由により死亡、又は心身の故障で就業できなくなった	・第7号様式「返還計画申請書」 ・死亡届の写し、又は住民票除票等 ・医師による診断書等	直ちに提出

6 返還債務の猶予を申請するとき

届出事由	申請様式/添付書類	届出期日
①進学者が、貸付契約解除後も引き続き大学等（大学院を含む。）に在学している	・第9号様式「返還猶予申請書」 ・第17号様式「在学証明届」	直ちに提出
②資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中である	・第9号様式「返還猶予申請書」 ・児童養護施設長等の児童養護施設等に入所中であることの証明書 ・児童相談所長の里親等へ委託中であることの証明書	直ちに提出
③資格取得希望者が、大学等（大学院を含む。）に在学している	・第9号様式「返還猶予申請書」 ・第17号様式「在学証明届」	直ちに提出
④就職、再就職した	・第9号様式「返還猶予申請書」 ・第21号様式「就職届」	直ちに提出
⑤災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が発生	・第9号様式「返還猶予申請書」 ・医師診断書等の発生事由を証明する書類	直ちに提出

7 返還債務の免除を申請するとき

届出事由	申請様式/添付書類	届出期日
①進学者が、大学等を卒業後、5年間就業を継続した	・第11号様式「返還免除申請書」 ・第23号様式「就業証明届」	直ちに提出
②就職者が、就職した日から5年間就業を継続した	・第11号様式「返還免除申請書」 ・第23号様式「就業証明届」	直ちに提出

③資格取得希望者が、就職した日又は大学等を卒業後から2年間就業を継続した	・第11号様式「返還免除申請書」 ・第23号様式「就業証明届」	直ちに提出
④就業期間中に、業務上の事由により死亡した	・第11号様式「返還免除申請書」 ・死亡届、労災申請の関係書類の写し等	直ちに提出
⑤就業期間中に、業務に起因する心身の故障で業務を継続できなくなった	・第11号様式「返還免除申請書」 ・医師による診断書、労災申請の際の関係書類の写し等	直ちに提出
⑥死亡、又は障害により返還できなくなった	・第11号様式「返還免除申請書」 ・死亡届の写し、障害を証明する書類	直ちに提出
⑦その他事由により返還困難となった	・第11号様式「返還免除申請書」 ・返還困難状況を客観的に判断できる書類	直ちに提出

第19 児童養護施設等及び児童相談所との連携・協力

県社協会長は、児童養護施設等及び児童相談所と連携・協力し、資金の利用に関する情報提供、助言並びに借入申込者及び借受人の経済的及び社会的な自立に関する相談支援をするものとする。

第20 その他

1 事業を廃止した場合の債権譲渡

- (1) 県社協会長はこの貸付事業を廃止した場合、貸付時の債権は新潟県に譲渡するものとする。
- (2) 借受人及び連帯保証人は、(1)により債権が譲渡された後も新潟県の定める方法により債務を返還するものとする。

2 その他の定義

第4に規定する実施取扱細則のほか、文言の定義及び取り扱いは、次表のとおりとする。

第1に規定する「国及び新潟県の通知」について	
① 童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について	平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号 厚生労働事務次官通知 【最終改正】令和4年12月2日付け厚生労働省発子1202第7号 【最終改正】令和6年3月30日付けこ支家第150号
②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について	平成28年3月7日付け雇児発0307第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 【最終改正】令和4年12月2日付け子発1202第7号 【最終改正】令和6年3月30日付けこ支家第153号
③児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の実施について	平成29年2月13日付け児第656号 新潟県知事通知

第5の2 (1) に規定する「大学等に在学する期間」について

原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含める。

第5の2 (2) に規定する「貸付対象者」について

家賃支援費の貸付対象者は、進学者として大学等在学中に貸付を受け、卒業後に改めて就職者として貸付を受けることができないものとする。

第11の1に規定する「社会的養護自立支援事業」について

平成29年3月31日付け雇児発0331第10号 雇用均等・児童家庭局長通知

「社会的養護自立支援事業等の実施について」(別紙1) 社会的養護自立支援事業実施要綱

第15の1(5) に規定する「その他やむを得ない事由」について

就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

第13の1(3) に規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」について

次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

①資格を取得するための課程の履修を中止したとき

②心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき

③死亡したとき

④その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

第16の1に規定する「業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき」の確認方法について

県社協会長は、借受人等から医師による診断書や労災申請の際の関係書類等を提出させ、確認するものとする。

第16の1(1) に規定する「5年間引き続き就業を継続したとき」及び第16の1(3) に規定する「2年間引き続き就業を継続したとき」について

「5年間就業継続」とは、同一の企業等で5年間離職することなく就業する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間就業継続」しているものとみなす。「2年間就業継続」も同様。

① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。

ただし、算入できる期間は、最長1年間とする。

なお、求職活動とは、就労支援機関等に求職登録をしたうえで、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等

- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情

報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により

　　公共職業訓練等を受講する場合

　　就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合

　　公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合

　　公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

エ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合

　　なお、県社協会長は、これらの求職活動を行っていることについては、就職支援機関等による確認票により確認するものとする。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。

　　ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

3 この実施取扱細則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

1 この実施取扱細則は、平成 29 年 2 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 この実施取扱細則第 5 の 2 (2) の家賃支援費における貸付上限額は、居住地域が新潟県内の場合、次表のとおりとする。

　また、この実施取扱細則第 5 の 2 (3) の資格取得支援費における児童入所措置費等負担金による特別育成費の資格取得等特別加算費は 56,570 円とする。

居住する新潟県内の市町村	家賃支援費
新潟市	1 月あたり 35,500 円
長岡市	1 月あたり 31,800 円
その他の市町村	1 月あたり 32,000 円

3 この実施取扱細則の一部改正（第 4、第 5、第 11、第 15、第 20）は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

4 この実施取扱細則の一部改正（第 5）は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

5 この実施取扱細則の一部改正（第 5、第 8、第 14、第 20）は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

6 この実施取扱細則の一部改正（第 5）は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

7 この実施取扱細則の一部改正（第 9）は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- 8 この実施取扱細則の一部改正（第5、第6、第20）は、令和4年4月1日から適用する。
- 9 この実施取扱細則の一部改正（第5、第8、第20）は、令和4年12月2日から適用する。
- 10 この実施取扱細則の一部改正（第8）は、令和5年3月22日から適用する。
- 11 この実施取扱細則の一部改正（第4、第5、第8、第11、第15、第18）は、令和6年4月1日から適用する。

